

土木森林環境委員会会議録

日時 令和4年12月12日（月） 開会時間 午前10時00分
閉会時間 午後 2時18分

場所 委員会室棟 第4委員会室

委員出席者 委員長 大久保 俊雄
副委員長 市川 正末
委員 皆川 巖 渡辺 淳也 山田 七穂 早川 浩
山田 一功 飯島 修

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

林政部長 入倉 博文 林政部次長 信田 恭央 林政部技監 鷹野 裕司
森林政策課長 小澤 浩 森林整備課長 上野 真一
林業振興課長 山口 義隆 県有林課長 末木 洋一
治山林道課長 深水 晋一郎

環境・エネルギー部長 村松 稔 環境・エネルギー部次長 砂田 英司
環境・エネルギー部技監 山田 秋津 環境・エネルギー部技監 渡辺 延春
環境・エネルギー政策課長 雨宮 俊彦 大気水質保全課長 中川 直美
環境整備課長 大森 栄治 自然共生推進課長 加藤 栄佐

県土整備部長 飯野 照久 県土整備部理事 椎葉 秀作
県土整備部理事 小島 一男 県土整備部技監 秋山 久
県土整備部技監 若尾 洋一 総括技術審査監 舟窪 弘
県土整備総務課長 古屋 登士匡 景観づくり推進室長 内藤 広
建設業対策室長 雨宮 雄司 用地課長 佐原 淳仁
技術管理課長 守屋 修 道路整備課長 立川 学
高速道路推進課長 壺屋 嘉彦 道路管理課長 水口 保一
治水課長 蛭原 秀典 砂防課長 内藤 浩史
都市計画課長 五味 勇樹 下水道室長 宮下 喜樹
建築住宅課長 大澤 光彦 住宅対策室長 久保 正樹
営繕課長 横山 伸二

スポーツ振興課長 渡辺 一秀

議題（付託案件）

- 第196号 令和4年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中土木森林環境委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中土木森林環境委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中土木森林環境委員会関係のもの
- 第197号 令和4年度山梨県恩賜県有財産特別会計補正予算
- 第200号 契約締結の件
- 第208号 指定管理者の指定の件
- 第209号 指定管理者の指定の件
- 第210号 指定管理者の指定の件
- 第219号 指定管理者の指定の件
- 第220号 指定管理者の指定の件
- 第221号 指定管理者の指定の件
- 第222号 指定管理者の指定の件
- 第223号 指定管理者の指定の件
- 第224号 指定管理者の指定の件
- 第225号 指定管理者の指定の件
- 第231号 山梨県道路公社が行う有料道路の料金の変更に関する同意の件

審査の結果 付託案件について、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した。

会議の概要 まず、委員会の審査順序について、林政部、環境・エネルギー部、県土整備部の順に行うこととし、午前10時から12時02分まで林政部、環境・エネルギー部関係、休憩をはさみ、午後1時から午後2時18分まで県土整備部関係の審査を行った。

主な質疑等 林政部・環境エネルギー部関係

※第208号 指定管理者指定の件

質疑

（山梨県森林公園金川の森の指定管理者の指定の件について）

山田（一）委員 選定結果に特に異論はないですが、まず、構成団体の馬場設計さんは、前はアメニスの構成団体になっていたのか。また、今回のアメニスに馬場設計さんは入っていなかったのかどうか、その点をまずお聞きします。

末木県有林課長 馬場設計さんは今、受託している形でございますけれども入っております。今回の応募団体と今の団体は全く同じで、木材協会が代表者で、株式会社七保、株式会社馬場設計、株式会社富士植木の共同体となっております。現在と次回は同じでございます。

山田（一）委員 質問の答えではないですね。

大久保委員長 前に入っていなかったかということですね。

末木県有林課長 失礼しました。アメニスさんに馬場設計さんは入ってございません。現在、令和元年度から4年度までの4年間はcowshi（こうし）さんが受託者になっております。アメニスさんは、そのまた前の受託者で、そのときは入っていませんでした。

山田（一）委員 じゃあ連続してcowshi（こうし）が受けるということですね。

末木県有林課長 はい。その予定になっております。

山田（一）委員 なるほど。すみません。内容を変えますが、いいですか。

施設の魅力を高めるための運営方針についてと、利用者のサービス向上につなげる工夫について。これ2点目。3点目が、利用者の増加、満足度の向上、地域貢献といった面で期待できる内容となっている。この3点についての的確にお答えをいただけますか。

末木県有林課長 まず、1つ目の施設の魅力を高めるための運営方針ですが、cowshi（こうし）さんからは、金川の森は、金川の昔の洪水から水害防備保安林に指定されておりますけれども、その保安林の防災的・歴史的価値を提案書の中でうたいまして、セミナーやイベントを開催して情報発信をすること、また、来年度から新たに始まる森林セラピーについて地元の観光協会等と連携した活動の展開、さらに、マウンテンバイクのコースを使った技術の習得、安全講習などの提案が具体的にあり、県の施策に合致をするものでありました。

2つ目の利用者ニーズをサービス向上につなげる工夫ですが、利用者アンケートやヒアリングの結果、飲食、質の高い公園管理、施設の快適性の向上、接遇のレベルアップ、利用者の声の反映という5項目を立て、それぞれに具体的に取り組む詳細な提案がございました。

最後に、利用者の増加、満足度の向上、地域貢献ですが、地元の観光協会や温泉旅館協同組合と連携したセラピーのほかにも、大学または病院と連携した健康づくりのイベント、また、女性を中心とした市民団体と連携したコンサートなど数々の連携イベントについても積極的に提案があり、こういった点を評価したとところでございます。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第209号 指定管理者指定の件

質疑

（山梨県立武田の杜保健休養林の指定管理者の指定の件について）

飯島委員

金川の森と比較して、武田の杜の応募は1者ですが、こうした武田の杜の業務に係る団体は、ほかにもあるんですよね。それともないのでしょうか。応募が1者というのはちょっとどうかと思います。前はどうかだったのか伺います。

末木県有林課長

前回も同じく山梨県造園建設業協同組合となっております。

飯島委員

そういう意味では実績もあって依頼するほうからすると適していると思いますが、業界全体から見ると、この業界を育てるという意味では競争をさせることも必要だと思います。応募期間はどのくらいあるのですか。

末木県有林課長

県のホームページで応募をしており、前回は2カ月だったところを今回は3カ月に伸ばして期間を取っております。

飯島委員

この造園建設業協同組合以外に、この団体に近い業界は山梨県に幾つもあるのか。それともないのか、どうでしょうか。

末木県有林課長

応募の条件について、例えば造園の資格がなければいけないなどの縛りは設けてございません。森林公園の特徴や特色はあるかと思いますが、そういったところで制限をかけてございませんので、実際、ほかに取りうる可能性のある者があるか、具体的にわかりませんが、可能性としてあるのではないかと思います。

飯島委員

例えば今回のように1者しか応募がなくて、採点したら点数があまりよくなかった。この72点というのは、金川の森は76。幾つでしたが、1者で72点で候補者となった。この基準みたいなものはあるのですか。

末木県有林課長

ボーダーラインのようなものは設定をしてございません。

2者の場合は高いほうとなりますが、1者の場合、何点以下はだめだというものはないので、そこをどう扱うかは、内容も含めて選定委員会の中で話し合いがされて、そこで判断されるものでございます。

飯島委員

選定委員会は会長を含めて5人いますよね。点数のつけ方はどのようになっているのか。会長を含めて、みんな同じように採点をして人数で割るとか、そういうことでしょうか。

末木県有林課長

まず、5人の委員には事前に申請資料が手元に届きます。十分に熟読をしていただいた上で、選定委員会の中で応募者からヒアリングを行います。

そういったものを踏まえまして、審査項目ごとに5段階の評価を行っていただき、特に優れている、優れている、普通、劣っている、特に劣っている、この5段階評価をそれぞれしていただいて、その評価に対し係数を掛けて、特に優れているは1.0、優れているは0.75、普通は0.5、劣っているは0.2、特に劣っているはゼロと、係数を乗じ、それぞれ5人の集計の平均値を採点としております。

飯島委員 この団体には県の職員のOBなどはいるのですか。

末木県有林課長 県のOBは1名おります。

飯島委員 適切な団体だと思いますが、業界全体の底上げのためにもやっぱり競争は必要だと思いますので、県としてどのくらい関与できるかはわかりませんが、そうしたことを見据えてやっていただきたいと思います。

末木県有林課長 今おっしゃっていただいたことなどを参考にしながら、なるべく競争性が高まるように考えていく必要があると思っております。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第210号 指定管理者指定の件

質疑

（山梨県立八ヶ岳自然ふれあいセンターの指定管理者の指定の件について）

山田（七）委員 先ほど飯島委員もおっしゃいましたが、今回の応募団体はキープ協会1団体ということで、競争性があることによって運営や業界全体の底上げ、スキルアップが図られると思います。今回、応募団体をふやしていこうという取り組みがあったのか教えてください。

加藤自然共生推進課長 より多くの事業者に応募していただき、競争性や公平性を高めることが重要ですので、募集期間を前回より1カ月延長させていただいたところでございます。

また、応募方法についても、今までは書面でしたが、新たにメールでの申請受付を可能とするなどの工夫もして、応募方法の簡略化、募集期間の確保をしたところでございます。

山田（七）委員 さまざまな方法を使いながら、応募団体を広げていこうという取り組みがあったことは理解させていただきました。

今回の方法を使っても1団体しかなかったので、ぜひ次回の公募のときは、引き続き競争性・透明性を高めるためにさまざまな方法を駆使していただきたいと思います。

続きまして、選定項目について、県が新たに提示した課題に対して解決に向けた着実な取り組みが期待できると記載がありますが、具体的に、県が新たに提示した課題、また、その課題に対して具体的にどのような取り組みが期待できるのか。次ページにある採点項目のどの辺にそれが反映されているのかもあわせてお伺いいたします。

加藤自然共生推進課長 県が新たに提示した課題解決に向けての着実な取り組みでございますが、主な課題としましては、県内小中学校の利用が少なく、利用の促進を図ることです。これについて、候補者からはセンターに近い八ヶ岳少年自然の家との情報交換、人的交流のさらなる強化や小中学校の希望に応じた休館日での開館対応など、県内小中学校でのセンター利用を促す取り組み等の提案があったところでございます。

また、生物多様性の理解促進を図ることも課題としていて、これについて、候補者からは館内展示のさらなる充実に加え、特定外来生物や生物多様性をテーマとし、施設周辺の動植物を観察しながら生物多様性保全の重要性への理解を深めていただくための新たな自然体験プログラムの提案があったところでございます。

こうした取り組みに対し、評価としましては、資料の4ページの審査基準の2番のうちの審査項目の一番下段、施設の課題に対する事業効果を新たに設け、配点を4点ずつで審査して、こうした評価を得ているところでございます。

山田（七）委員 続きまして、幅広い自然環境教育の提案など効果的な事業展開が期待できるとありますが、これについても具体的にどのような内容が提案されたのか、また、採点項目のどの部分にこれが当たるのか教えてください。

加藤自然共生推進課長 具体的には、やまねミュージアム、これはキープ協会が運営していますが、そのほか北杜市のオオムラサキセンターをはじめとする県内の類似施設に加え、萌木の村をはじめとする周辺観光施設、八ヶ岳自然倶楽部など、関係団体の連携協力関係のもと、事業連携やPRを強化し、センターの利用促進を図るための提案がされているところでございます。

また、新規企画としまして、センターの職員が取り組んでいる八ヶ岳南麓の自然調査の一部を利用者に体験していただき、自然に触れ合い、自然環境を学ぶための八ヶ岳レンジャー体験事業など、キープ協会において蓄積されたノウハウを生かした提案が積極的にされているところでございます。

評価としましては、2番の地域貢献、それからサービスの向上の部分で評価をしているところでございます。

山田（七）委員 いずれにしても、今までも周辺にあった施設ですよ。

その辺は、もっと前からしっかりと連携を取っていくことによって利用者の拡大が広がっていたと思いますので、今回、そういった新たな提案が出たということであれば、そこら辺をしっかりと取り組んでいただいて、事業の拡大をしっかりとしてい

ただきたいと思います。

続きまして、採点結果の6の項目、これは全ての指定管理団体の項目にもありますが、施設の管理運営に係るという6番、これは1番の施設の管理運営の方針等の総合的な事項と似たような文言の項目だと思います。

なおかつ6番は、配点の中で20点という高得点になっていて、このほかの項目に関して満点は1個もないけれど、ここだけ満点になっている。

説明によると、おおむね良好であると0.75ということで、そうなると15点で、点数が60点以内になってしまいますが、この20点の配点の理由と、ここが満点になっている理由を教えてください。

加藤自然共生推進課長 6番につきましては、いろいろな事業の目的によって配点が異なります。

八ヶ岳自然ふれあいセンターについては、ソフトがメインなので20点満点としていて、企画点は80点満点としていて、この20点につきましては、候補者から提案された最低価格を分母とし、分子が自分の提案価格となりますので、今回1者しかないので、最低価格と提案価格が一致したので満点という仕組みにしているところでございます。

山田（七）委員 いずれにしても、一般県民から見ると、何でここだけ20点満点なのか不思議に思われることがあると思いますので、しっかりと説明ができるようお願いいたします。

最後に、八ヶ岳自然ふれあいセンターの充実した運営を期待していますが、それぞれ課題があるから満点ではないと思うんですね。

そうすると、足りない部分に対してどう改善していけばもっといい運営になるというような改善点の指摘や改善に向けての取り組みも県は提案するべきだと思うし、そのときのさまざまなタイミングにおいて、しっかりと施設を見に行き、視察なり点検なりをして、改善されているか、また、しっかりとした運営がされているかを見ることも必要だと思いますが、そのような取り組みはしているのでしょうか。

加藤自然共生推進課長 指定管理者につきましては、月次報告のほか、四半期ごとと年度が終わった時点、また、外部監査等々が行われており、さまざまな情報が入り、確認をしていますので、委員の御指摘のとおり、そういった点につきましては、できるだけ対面で話を聞き取って、改善すべきは改善していく取り組みを続けてまいりたいと考えております。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第196号 令和4年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中土木森林環境委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中土木森林環境委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中土木森林環境委員会関係のもの

質疑

（盛土規制法に基づく規制区域指定基礎調査事業費について）

皆川委員 課別説明書、林の2ページの盛土規制法に基づく規制区域指定基礎調査事業費についてお伺いしたいと思います。

大きなニュースになりました静岡県熱海市で起きました土砂災害、土石流災害を契機に、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する盛土規制法ができました。

これは、たしか本年5月あたりにできて、同法律は、県民の安全・安心を確保する上で大変重要であると考えられます。本県においては、既に土砂の埋立て等の規制に関する条例があり、それにより盛土等の規制を行っています。盛土規制法の法律と県条例との違いについて、どの点がどのように違うか御説明いただきたいと思います。

上野森林整備課長 盛土規制法は、無許可行為や命令違反等に対する罰則について、県条例による罰則の上限より高い水準に強化されている点が大きな違いとなっております。

具体的には、無許可案件などに対する罰則は、土砂条例が2年以下の懲役または100万円以下の罰金に対し、盛土規制法は、3年以下の懲役または1,000万円以下の罰金、さらに法人重科として3億円以下の罰金となっております。

その他の違いとしては、危険な盛土に対する災害防止措置の勧告や改善命令の対象が行為者だけでなく、土地所有者にまで拡大されたことなどであります。

皆川委員 今回の説明を聞いていると、地方自治法による罰則の限界があるのは条例のほうですね。2年以下の懲役または100万円以下の罰金ということであって、国の法律では3年以下で1,000万円以下ということですね。

法人の場合は、県の条例ではどうにもならないのですか。国のほうは3億円まで上げられるという話ですが、県の条例では、法人についても同じですか。

上野森林整備課長 県の条例では、法人の重科措置もありますが、罰則については、あくまで条例のレベルを超えることができませんので、これに対して、今回、国が法律を公布したことによって、盛土規制法に違反した場合は、その行為者を罰則するだけでなく、その行為者が属している法人に対して最大3億円というかなり厳しい罰則が適用されることになります。

皆川委員 盛土規制法が条例以上に抑止効果が高いことを説明していただきましたが、今回計上された予算によって、規制区域である調査対象は土砂の流出が想定される溪流の上流等と書いてありますが、規制区域指定のための基礎調査とは、どのような調査を具体的にを行うのか教えていただきたいです。

上野森林整備課長 基礎調査につきましては、財産権に対する規制を合理的なものにする観点から、国が示した基礎調査実施要領に基づき、地形や地質、その他の土地利用、それから災害の履歴等を調査し、盛土に伴う崖崩れや、土砂流出により災害が発生するおそれのある区域を特定するものでございます。

皆川委員 3,000万円でできるんですか。現地まで行くようなほどの予算ではないような気がするんですけども…。

上野森林整備課長 今回予定している基礎調査につきましては、既存の資料、地形図や空中写真、衛星画像等の既存のデータを効率的に活用し、机上で調査を行うことを予定しております。必要に応じて現地調査も行いますが、基本は今申しあげましたような、今あるデータをもとに効率的に行うために必要な経費を計上しております。

皆川委員 基礎調査から規制区域の指定までどのようなプロセスを踏むのか、もう一回説明してください。

上野森林整備課長 基礎調査では関係市町村と情報の共有を図るなど、連携した調査を実施し、この調査完了後には規制区域の案を公表することとしております。

その後、地域住民への説明や市町村からの意見などを踏まえた上で規制区域を指定し、盛土規制法の適用を開始することとしております。

皆川委員 盛土崩壊によって熱海市のような大きな災害が起こる危険があります。県民の命や財産を守るためには、早期の法による規制開始が非常に重要であると思いますので、速やかな対応をしっかりとお願いいたします。

上野森林整備課長 委員の御指摘のとおり、速やかな規制の開始に向けて基礎調査にしっかり対応してまいりたいと考えております。

（家庭用省エネ機器導入支援事業費について）

渡辺委員 それでは、環の2ページ、地球温暖化対策県民運動推進費10億3,600万円のうち、家庭用省エネ機器導入支援事業費について、何点かお伺いしたいと思います。

御承知のとおり、原油高の影響によって今後も電気料金、都市ガス等の料金の上昇が見込まれている中、国でも激変緩和措置が講じられていることは承知しておりますが、本県においてもこういった支援策が強く求められております。

そんな中で、ここに計上された事業がその支援策の一環であることはわかりますが、このタイミングでこの事業費が計上された理由と、大きな題目として地球温暖化対策県民運動推進費となっておりますが、この事業の目的についてお伺いしたいと思います。

雨宮環境・エネルギー政策課長 本事業の目的でございますけれども、委員からもお話しいただいたように、まず何よりも物価高騰の厳しい状況にある生活者を少しでも早く、そして、

できる限り多く支援することに尽きると考えております。

また、その支援は一時的なものではなく、中長期的に効果が続き、家庭の体質の強化を図るものとして、省エネ家電の購入支援を行うものでございます。

一方で、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、家庭の省エネ、CO₂削減を図ることが喫緊の課題となっております。本事業を契機とし、家庭の脱炭素化を進めていくことも大きな目的と考えております。

渡辺委員 次に、家庭ではさまざまな電化製品、ガス機器が使用されていると思いますが、今回、対象商品が空調、冷蔵庫、ガス温水器、LED照明機器となっておりますが、これに限定した理由についてお伺いしたいと思います。

雨宮環境・エネルギー政策課長 対象品目の選定の理由ですが、家庭のエネルギー消費量を見ますと、給湯と冷暖房で全体の半分以上を占めております。

また、電力消費量で見ますと、エアコンが全体の14.7%、冷蔵庫は14.3%、照明機器につきましては13.5%となっております。こうした省エネ効果のより大きい機器を対象とし、家庭の省エネを進めていくために選定をさせていただいたところでございます。

渡辺委員 ちなみに、この事業は、いつからいつまでを想定されているのですか。ポイントを付与すると思いますけれども、期間はどうなっているのか、お伺いします。

雨宮環境・エネルギー政策課長 期間につきましては、繰越明許費で予算を計上させていただいております。これは、国の交付金が繰越可能になったことで今回の予算計上にあわせて繰越明許費を設定させていただいておりますので、御議決後、事業の開始の手続を速やかに整え、来年早々2月に開始をさせていただき、再来年の年度末までを事業期間として設定をさせていただきたいと考えております。

渡辺委員 それなりの期間を取っていただけるということで、昨今は機器がなくて、こういった支援策を活用できないということも違う事業で聞いたりもしますので安心しました。

家庭用のエネルギーコストの削減という中で、こういった省エネ機器を導入した場合、どの程度削減効果があるのかお伺いしたいと思います。

雨宮環境・エネルギー政策課長 省エネ機器の導入効果につきましては、導入する機器により異なるため、一概には申し上げられないところでございますが、例えばエアコンにつきましては、10年前の機器を新しく更新した場合には年間約3,000円程度、冷蔵庫につきましては、同じく7,000円程度、蛍光灯をLEDに交換した場合には年間約2,000円程度、さらに効率のよいガス温水器に交換した場合には年間約9,000円程度の軽減効果が見込まれておるところでございます。

渡辺委員 この物価高、エネルギー高、原油高の中で、家庭に係る負担は大きいと思っていま

すので、そういったものの軽減になると同時に、CO₂の削減にも資するということで、ぜひ進めていただきたいと思います。今回の事業で、省エネルギー機器の導入をした方々に対してポイントを付与するという制度設計をされていると思いますが、ポイント付与にした理由についてお伺いしたいと思います。

雨宮環境・エネルギー政策課長 本事業の事務は民間企業に委託する予定としております。それにより、民間のノウハウを活用し、迅速な付与が可能となること、近年のキャッシュレス決済の進展により、県民の利便性が高まることに加え、付与されたポイント等は、食料品や生活必需品の購入など、他の消費喚起を促し、地域経済の活性化につながるからこそした仕組みをとることとしました。さらに、本店が県内に所在する店舗で購入した場合には、LEDを除き、ポイントを2倍とする予定でございます。

渡辺委員 私もキャッシュレス決済になれてきてまして、ポイントが付与されることはありがたいことですが、一方で、よく聞く話ですが、なかなかキャッシュレス決済が不得手で活用しづらい人、あるいは活用しない人たちはポイントの利益を享受できないのではないかと不安があります。そういったキャッシュレス決済がなかなかできない人、しない人に対する支援策を何か考えているのか最後にお伺いします。

雨宮環境・エネルギー政策課長 キャッシュレス決済を使えない人、あるいは使うことのできない人につきましては、商品券などを提供することにより対応したいと考えております。

早川委員 予算が通って、来年からということですが、物価高の影響で10月に買った人がいるみたいで、それがどうなるのかわかりますか。ことしは駄目ですか。

雨宮環境・エネルギー政策課長 予算の成立を待ってからの執行になりますので、申し訳ございませんが、事業執行後に購入の契約をいただいた方が対象になるかと思います。

早川委員 10億円って大きい予算ですよ。この根拠として、空調、冷蔵庫、ガス温水器、LED照明機器、何台って書いてあるじゃないですか。例えば空調については何台とか見込んでいるわけですよ。そうでないと、この10億円は出てこないと思います。どれが何台とかわかりますか。

雨宮環境・エネルギー政策課長 支援の台数については、2021年の各機器の県内における出荷台数をもとに算定をさせていただいたところでございます。

具体的に申し上げますと、空調につきましては1万2,000台、冷蔵庫につきましては1万台、ガス給湯器については3,000台、LED照明については12万2,000人分を想定して予算計上をさせていただきました。

早川委員 給湯器は、ガス温水器とありますが、温水器には電気の温水器やエネファームもあります。ガス温水器のみですか、ほかの温水器はどうですか。

雨宮環境・エネルギー政策課長 いわゆるエコキュートなどと呼ばれる電気温水器のほか、委員からお話がありましたエネファームは家庭用燃料電池になります。こういった高効率の給湯機器につきましては、今回、国が同じように家庭のエネルギーコストの削減を目的として補助制度を創設したところでございます。

国の補助制度につきましては、国庫負担金を財源とする自治体事業との併用は不可とされておりますので、これらの機器につきましては、今回の補助対象からは除外させていただいたところでございます。

なお、こうした電気温水器等につきましても、県民の皆様に広く購入いただく必要がございますので、国の補助制度とあわせて周知をする中で、購入の促進を図っていきたいと考えております。

（再エネ設備導入支援事業費補助金について）

早川委員 家庭用のエネルギーコスト削減に関連して、環の3ページも家庭用のエネルギーコストの削減を推進するため、太陽光発電設備等を導入した場合の補助金ですよね。

たしか、ことし似たような設備購入ではなく、共同購入した場合の補助金があったと思います。共同購入した家は何か不利益にならないですか。今回の補助金とどう違うのでしょうか。

雨宮環境・エネルギー政策課長 委員からお話いただきました共同購入事業につきましては、民間事業者のノウハウを活用し、スケールメリットを生かして費用の低減を図るもので、県費等の支出はございません。

今年度実施した結果、700世帯の登録申請をいただき、そのうち81世帯が実際に契約をすることになり、大変有益であることが確認できました。

したがって、来年度以降も共同購入事業の実施を継続してまいりたいと考えております。

委員からお話ございました共同購入事業と今回の補助事業との考え方につきましては、両方を適用することも可能としたいと考えております。

ちなみに、今年度共同購入により設置した方につきましても、不利益が生じないように補助対象としたいと考えております。具体的には、本事業の財源である交付金が創設された9月14日以降に既存住宅に太陽光発電設備や蓄電池を設置された方につきましても、共同購入による場合、あるいは共同購入によらない場合にかかわらず、一律に今回補助対象として検討したいと考えております。

早川委員 同じくこの太陽光発電設備、蓄電設備についても、どのくらいの数を見越してこの予算を組んでいるのですか。

雨宮環境・エネルギー政策課長 補助件数でございますけれども、太陽光発電設備については1,200件、蓄電池については900件の補助を予定しております。

算定根拠は、今年度実施した共同購入事業の県へ登録いただいた家庭者数を設置に意欲のある件数と捉え、申請期間等を考慮して算出した数字でございます。

早川委員 エネルギーコスト削減と書いてありますが、それ以外にもたくさん目的があると思います。その辺はいかがですか。

雨宮環境・エネルギー政策課長 今回補助対象とします太陽光発電設備、あるいは蓄電池の導入は物価に左右されない自立したエネルギー体制を各家庭で構築することができると考えております。

これにより、災害時の非常用電源の確保など安全・安心な生活が図られ、電力の強靱化や、さらには家庭のレジリエンスの強化にも貢献できるものと考えております。

また、エネルギーコストの削減を図るという観点から、CO₂が削減され、家庭の脱炭素化を進めることができると考えております。

早川委員 家庭から変えて社会全体で変えていくということで、今、非常に重要なことだと思っています。

最後に、山梨県がこうした事業を進めるに当たって国が進めるGX、グリーントランスフォーメーションをどうやって推進していくのか、よろしければ部長にお答えいただいて、質問を終わります。

村松環境・エネルギー部長 今回、家庭用の省エネ機器の導入と再エネ機器の導入の促進を支援するというので予算をお願いしていますが、先ほど課長から答弁いたしましたように、これらは家庭の脱炭素化、グリーン化を進めることにより家計負担の軽減を図ろうとするものでございます。

そのほか、家庭生活での安心感にもつながっていくということで、さまざまな効果が期待できるものと考えております。

2050年のカーボンニュートラルの実現は世界共通の大きなテーマで、その実現に向けては、単にコストだとかそういうことではなく、生活や事業活動のグリーン化を通じてスタイルや仕組みを変え、生活や事業活動をよりよいものに展開していくという視点が重要であると思っております。

これまで県では、そういう観点からさまざまな施策に取り組んでいるところでございます。現在、県では国が新たに提示した2030年の温室効果ガスの削減目標を踏まえ、県の温暖化対策実行計画の見直し作業を進めておりますけれども、ただいま委員から御指摘がございましたグリーントランスフォーメーションの考え方からもしっかり検討を行い、その計画に基づき着実に取り組みを進めてまいりたいと考えております。

（家庭用省エネ機器導入支援事業費について）

山田（七）委員 環の2ページについて、地域の方からよく聞かれるので、対象となる省エネ家電の適用範囲について、まずどういうものが対象となるのか伺います。

雨宮環境・エネルギー政策課長 対象となる省エネ家電の範囲は、表の下に記載されており、統一省エネラベルによる対象要件ありとしております。この統一省エネラベルとは、省エネ性能の評価制度で、星の数で省エネ性能を表し、星の数が多いほど省エネ性能が高いもの

になります。

この統一省エネラベルに基づき、県民の皆様には省エネ性能がより高い製品の購入をお願いしたいと考えております。具体的には、エアコンやガス温水器につきましては、星3つ以上のもの、冷蔵庫につきましては、表に3段階で区別してございますが、容量の小さいものから2つ以上、3つ以上、4つ以上という形で設定しております。

さらに、LED照明機器につきましては、星4つ以上の製品を対象とすることにしたと考えております。

山田（七）委員 取替えも対象なのか、それとも新規の取付けが対象なのか、お伺いします。

雨宮環境・エネルギー政策課長 機器の購入に対して助成をさせていただくもので、取替え、新規にかかわらず、購入いただいた確認を取って付与させていただきたいと考えております。

山田（七）委員 ポイントの付与ですが、このポイントはどこに付与されるのか。それと、このポイント額の根拠、空調に関しては2.5キロワット未満が1台当たり1万円で、市場価格がわかりませんが、空調、冷蔵庫、ガス温水器、LED照明、あわせて太陽光発電と蓄電機について、補助割合はどのくらいになるのか教えてください。

雨宮環境・エネルギー政策課長 まず、家電につきましてポイントをどこに付与するかですが、民間の団体に委託する形を取らせていただくことにしており、民間の事業者を通じ、購入の際に付与する形を取っていくということで、実際のキャッシュレスポイントの内容は検討するところですが、一般的に使われているキャッシュレスポイントを満遍なく使えるようにしていきたいと考えております。

ポイント額の内容ですけれども、ほかの県でも実施しているところがございまして、家電につきましては、それぞれの機器の価格に対してインセンティブが働くポイントということで、各県の状況等を判断して決めさせていただいたところでございます。

太陽光につきましては、今、5キロワット相当のものは100万円から130万円くらいからできますが、おおむね1割程度の補助になるように、キロワット当たり2万円とさせていただいております。

さらに、蓄電池につきましては、まだイニシャルコストが高く、なかなか手が伸びない状況でございますけれども、物価高騰対策として強力に推進していく必要がございますので、パネルよりも少し手厚い形で、1台当たり一律20万円という形で価格の設定をさせていただきました。

山田（七）委員 一律とのことですが、この20万円というのが大体市場価格の何割かわかりますか。

雨宮環境・エネルギー政策課長 太陽光パネルで発電した電気を一般の家庭で蓄電するには6キロワット程度の蓄電池が適していると言われております。

標準的な価格ですけれども、蓄電池の6キロワット当たりの価格は、おおむね170万円程度と言われております。170万円のものに対して1割程度ということで、1

7万円になりますが、それよりも少し高い形で20万円という形で設定をさせていただいています。

山田（七）委員 この1割という補助率で、実際、普及が進むのかどうか甚だ疑問ですが、そこら辺はどうですか。

雨宮環境・エネルギー政策課長 太陽光発電設備につきましては、過去に国の補助もございましたし、県でも補助をした経緯がございます。そうした過去からの補助制度の補助率等も見極めながら、今回の補助額につきましては1割ですけれども、共同購入事業との併用も可能という話を先ほどさせていただいたところでございます。

今回の補助と共同購入という2つの事業をセットで適用することが可能ですので、補助については1割、さらに共同購入については市場価格から1割、2割といった形で、スケールメリットを生かした形で軽減が図られますので、そういったことも考慮いただいて、今回補助率も決定させていただいたところでございます。

山田（七）委員 資材不足という中で、納期が間に合わなくて、なかなか申請につながらなかったということで、年度をまたいで期間を延長してやりますが、今の市場の資材不足という状況を県はどのように把握をしているのか、教えてください。

雨宮環境・エネルギー政策課長 補助の実施に当たり、関係する団体、業界等に確認をさせていただきました。

家電につきましては、一部ガス給湯器等で遅れが見られますが、ほぼ納期等の遅れはないものと確認しております。

太陽光パネルや蓄電池につきましては、材料の入荷から2カ月程度かかるという話もありますし、中には工事まで6カ月程度かかるという話もございます。

納期が多少かかることにつきまして十分承知した中で、事業開始から十分なPRを行い、県民の皆様にご協力いただき、できる限り早く契約を促し、工期に遅れが生じないように、あるいは納期の遅れが出て申請できないことがないように十分な周知徹底を図ってまいりたいと思っております。

山田（七）委員 最後に、大きな予算を持って事業を実施するので、趣旨に沿った事業がしっかりと展開されることによって省エネが図られ、エネルギーの高騰によって負担が大きくなってきている県民生活ですので、幅広く普及ができるようにしっかりとPR、また、資材の確保は県ではできないですが、そういったことも含め、広くしっかりと執行残が残らないような取り組みを期待して質問を終わります。

山田（一）委員 環の2と3ページ、どちらもエネルギーに関する国補ですね。この国庫補助金に違いはあるのでしょうか。

雨宮環境・エネルギー政策課長 いずれの事業も、新型コロナ地方創生臨時交付金を充当することと

しております。

山田（一）委員 そうしますと、先ほど環の3ページでは、グリーンエネルギーの普及ということで、再エネの太陽光設備をつけたのは9月14日からという発言がありましたが、環の2ページでは、予算が通ってからということで、この違いは、お金に色がないのであれば、どの判断をもってそういう基準を設けているのですか。

雨宮環境・エネルギー政策課長 共同購入事業との兼ね合いで、太陽光パネル等につきましては、交付金を9月14日からという話をさせていただきました。

委員から御指摘いただきました家電のほうにつきましても、御指摘を踏まえて検討させていただければと思います。今の段階で、財政当局との調整もございますので、明確なお答えができかねるところです。申しわけございません。検討させていただいて、御報告をさせていただくということによろしいでしょうか。

山田（一）委員 実は山梨県は、農業生産額が1,100億円で、金融機関は、耐久消費財は、ちょうど系統出荷した農協からお金が入ったこの時期に買うと見ているんです。

うちが10月に買ったからという話ではなく、予算が通ってからだと既に買った人もいると思うんですよ。

だから、金融機関はこの時期に耐久消費財いっぱい買うよと、ちょっと古い数値ですけど、耐久消費財を買うのは50%くらいで、あくまで農家ですけども一気に買っている。そういう人たちも救っていく必要があると思うので、環の3ページでは9月14日だと言うので、9月14日の根拠も本当は聞きたいけれども、ぜひ御検討をいただきたいと思います。部長からも一言いただきたいと思います。お願いします。

村松環境・エネルギー部長 委員からの御指摘を十分踏まえまして、検討させていただきます。

（盛土規制法に基づく規制区域指定基礎調査事業費について）

飯島委員 林の2ページの基礎調査は、机上の調査がメインで、場合によったら現場ということで、私は勝手に地図上では目星がついていて、現場がメインで、そこにドローンを上げたり、航空写真を撮ったりする予算かと思っていました。机上の調査がメインで3,000万円というのはどのような使い道かなと思ったので、その辺をもう少し詳しくお願いします。

上野森林整備課長 調査に当たり、机上と申しあげましたけれども、地理情報システム、GISという電子の地図情報ですとか、地形の傾斜、要は傾斜が急なほうが盛土の災害リスクが高いという情報がありますので、それをいろいろ解析して、客観的にリスクが高いことを数値データで示すことを基本としています。それには一定の金額がかかりますが、ただ、それだけではなく机上で解析した結果、例えばデータが古かったりして現地を確認したほうがいいケースもあると思いますので、そういうときは必要に応じて現地調査を行うこととし、トータルで3,000万円くらいかかることを見込んでお

ります。

飯島委員 おっしゃったようなデータが古いとか、そんなことは許されないと思いますから、お金をかけてこういう問題をやることには私は賛成です。

もう一つ、繰越明許費にも計上されていますので、今の時点で、この基礎調査の完了はいつごろをめどにしているのか。基礎調査とは、どこまでがこの基礎調査なのか。例えばハザードマップというものがあると思いますが、特定盛土規制区域のマップを作るまでが今回の事業費なのか。何をもって完成なのか、お伺いします。

上野森林整備課長 今回、繰越明許費を計上させていただき、今議会で認めていただければ早期に入札手続に着手し、年明けになると思いますが業務を発注することになります。

先ほど申し上げましたように、机上の調査とはいえ、かなり多数のデータを活用しますので、今のところ来年中に結果が出ると想定しております。

その結果、最終的なアウトプットでございますけれども、盛土規制法を適用するには最終的には県で指定区域を公示しますが、盛土の規制をかける区域として県内ではこういうところを考えていますという図面上の案をこの基礎調査事業費で打ち出すことを想定しております。

飯島委員 今後、例えば指定区域が決まったときに、周辺に住宅や家屋があったりすると、場合によっては危機管理上引っ越さなければならない場合が出てくると思います。

今後、そういう区域がはっきりしたときのアナウンスにも気をつけていただきたいと思いますがいかがですか。

上野森林整備課長 まず、この盛土の規制区域の指定によって住民に引っ越すとか、そういうものを要請するものではございません。ただ、熱海市のように盛土が上流部のほうに行われたことによって、それが流下して、下流の市街地や、家に災害が生じるという懸念がございますので、委員の御指摘はまさにそのとおりだと思います。

単純に地形データから規制をかければよいという話ではなく、あわせて地域住民の皆様にも、こういう地域はこういうところで盛土をされれば災害リスクが高まりますという周知をこの基礎調査に基づく指定とあわせてしっかり対応してまいりたいと考えております。

飯島委員 命と暮らしが一番大事で、プライオリティーが一番高いです。何事も風評があったりして、あの地域は危ないらしいと言われて、その辺の不動産価格が下がったり、そういう住民に不利益になってしまう事情が出てこないとも限らないと思いますのでよろしくをお願いします。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第197号 令和4年度山梨県恩賜県有財産特別会計補正予算

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※所管事項

太陽光発電事業に係る山梨県環境影響評価条例施行規則の改正について、執行部の申し出により説明が行われた。

質疑 なし

主な質疑等 県土整備部関係

※第219号 指定管理者指定の件

質疑

（山梨県小瀬スポーツ公園の指定管理者の指定の件について）

山田（一）委員 6ページの点数表、公園の平等な利用の確保について、2点中、1.1というこの数値をどう捉えればいいのか、御説明いただけますか。

渡辺スポーツ振興課長 公園の平等な利用確保につきましては、利用枠の申込みにつきまして利用調整会議を実施しておりますけれども、これについて、公平となるようにホームページで募集するなど、そういうことを公平にやっておるものでございます。

2点に対して1.1というのは、中間で満点に0.5を掛けるということになっていきますので、優秀な場合は、中間となり1.1となっております。特に優れている場合は、満点の2点となっております。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第220号 指定管理者指定の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第221号 指定管理者指定の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第222号 指定管理者指定の件

質疑

（山梨県曾根丘陵公園の指定管理者の指定の件について）

山田（一）委員 管理運営経費の採点基準について、今回の比重は30点、さらに次の施設の比重になると、20点、これはどういう採点基準でしょうか。採点基準によって10%以上の比重を持つわけだから、30点、40点、20点と、これはどういうことでしょうか。

五味都市計画課長 まず、配点割合はガイドラインで定められていまして、配点割合が40%、30%、20%とあります。どう違うかということですが、都市公園条例の中に維持管理の業務以外の項目がある場合については20もしくは30、維持管理以外の項目がない場合については40%と決まっています。

ただ、そういう決まりの中で昨年度ガイドラインが見直され、市町村との連携、地域貢献という項目が追加になりました。

都市公園は非常に地域の拠点になるものということで、そういった連携のところ、そういう企画点をもう少し割り増し、ポイントを上げたほうがいいのではないかとということで、提案価格よりは企画点のほうを増す形とし、曾根丘陵公園の場合は40%のところを30%と、企画点のほうを増して提案額を少し下げている内容になっております。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第223号 指定管理者指定の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第224号 指定管理者指定の件

質疑

（山梨県笛吹川フルーツ公園の指定管理者の指定の件について）

渡辺委員 地元の議員さんたちも関心の深い指定管理者の候補者の選定だったと思いますが、初めに、2団体から申し込みがあったということですが、このやまなしフルーツパークパートナーズは、新たな管理者でしょうか。それとも引き続きの管理者ですか。

五味都市計画課長 候補者のやまなしフルーツパークパートナーズは、今の指定管理者ではありません。前回の指定管理者でありました。

渡辺委員 今回の指定管理者ではなく、前の指定管理者に戻ったというか、その方が新たに指定管理者の候補者となったと理解いたしました。

40ページを見ますと、採点結果が、83.7、83.4という、かなり高得点の上に僅差で選定がされております。この2者の採点結果のもう少し詳細な部分についてお伺いしたいと思います。

五味都市計画課長 説明資料40ページをご覧ください。この表の選定基準のうち、4つ目、公園の適正かつ効率的な管理として、維持管理計画については候補者であるやまなしフルーツパークパートナーズのほうが点が高い。3つ目の公園の効用の発揮として、イベントなどの自主事業計画の点につきまして次点となった笛吹川フルーツ公園マネジメントグループがそれぞれ有利な評価結果となっております。

また、一番下の管理運営経費の提案額に対する評価については、候補者であるやまなしフルーツパークパートナーズが4,682万8,000円と、低い価格としておりまして、有利な評価結果となっております。

以上を合計した総合的な評価結果をもちまして、やまなしフルーツパークパートナーズを候補者としております。

渡辺委員 この表を見て、今の説明を聞く限りでは、企画的なところでは、今の指定管理者のほうが魅力的な提案をされていましたが、今回の候補者となったほうが金額的に優れていたという、まさに金額面で決まったのかなという印象を受けました。もちろん結果は

結果として受け入れながら、今後の指定管理運営にさまざまなことを指導して、一体的に取り組んでいただきたいと思います。そもそも、このやまなしフルーツパークパートナーズの構成員の方々のことがあまりよくわからないので、それぞれどんな会社か、お伺いしたいと思います。

五味都市計画課長 資料の39ページをご覧ください。一番上のほうに書かれていますが、候補者のやまなしフルーツパークパートナーズは、笛吹川フルーツ公園の管理運営業務を履行することを目的に結成された共同事業体であります。

ここにある3者のそれぞれの役割分担としましては、代表団体であります山梨市フルーツパーク株式会社が共同事業体全体の統括、施設の管理運営、物品販売及び地域連携に関する業務を行うこととしています。

株式会社富士植木につきましては、植栽を含む施設の維持管理及び緑化の普及、啓発などの業務を行うこととしています。

アグベル株式会社につきましては、果樹の維持管理、果物の振興業務として農業体験や新規就農支援などを行うこととしています。

渡辺委員

聞いていますと、山梨市フルーツパーク株式会社は、まさにここの指定管理を行うために結成された会社であります。一度、指定管理を外れて、さらに研さん、努力を重ねて、今回こういった魅力的な提案をされたということで、今後、ぜひ県と地元の市と連携しながら取り組んでいただきたいと思います。

最後に、イベントのときなどに道が一本でかなり渋滞をすると地元の方から聞いています。その渋滞対策について何か対応策等あればお伺いしたいと思います。

五味都市計画課長 今、委員がおっしゃった、このフルーツ公園の大きな課題といたしまして、トップシーズンにあわせて大規模なイベントを開催したときなどに公園駐車場の容量が不足しているということで、渋滞が発生し、公園の周辺施設の利用者だけでなく、一般交通にも影響を及ぼしています。

このため、県では公園駐車場の増設の検討をしており、現在、設計業務に着手する準備を進めております。

渋滞対策につきましては、駐車場の整備とあわせて、適切な誘導、臨時駐車場の確保なども必要となりますので、指定管理者と協議する中で有効な対応を検討していきたいと考えております。

討論

なし

採決

全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第225号 指定管理者指定の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第196号 令和4年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中土木森林環境委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中土木森林環境委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中土木森林環境委員会関係のもの

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第200号 契約締結の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第231号 山梨県道路管理者が行う有料道路の料金の変更に関する同意の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※所管事項

質疑

（サニタリーボックスの設置状況について）

飯島委員 今回の定例会の一般質問でも質問しましたが、県土整備部所管のサニタリーボックスの設置状況をお伺いしたいと思います。

五味都市計画課長 都市計画課所管の都市公園におきまして対象となる男性用個室トイレは12公園で、合計344カ所あります。各指定管理者にも協力をいただく中で、全ての公園において設置が完了しております。

水口道路管理課長 道路管理課所管のトイレの御説明をさせていただきます。

道路管理者では、道路管理者が管理する道の駅5カ所と道路の沿線にあるトイレ4つ、全部で9カ所ございます。

そのうちバリアフリートイレも含めて、個室のトイレは男性、女性の合計で85カ所ございます。その全部の85カ所につきまして、8月末までにサニタリーボックスを設置した状況でございます。

蛭原治水課長 河川管理者が管理しますトイレについて御説明いたします。

河川管理者といたしましては、近隣の河川公園及びダム管理事務所におけるトイレを管理しており、トイレの基数としましては全部で50ございます。そのうちサニタリーボックスは37カ所で設置をしております。

飯島委員 道路管理の管轄は全て完了と伺ったと思いますが、未設置のトイレに対する今後の目標を教えてください。

蛭原治水課長 河川管理者の管理する主に近隣の河川公園ですけれども、市町村に維持管理をお願いしている箇所が多いのですが、トイレの利用頻度や清掃の回数などを見ながら、あまり利用の少ないところは清掃も少なく、衛生面もございますので、市町村とよく話をし考えていきたいと思っております。

五味都市計画課長 すみません。先ほど委員からの質問で説明が少し不足している部分があったので説明します。

先ほど説明した344カ所、12公園、全ての公園において設置は完了済みです。

飯島委員 これまで、設置に関して利用者からの反響は何かありましたか。

水口道路管理課長 今のところ、管理を委託している業者などから、特段よかった、悪かったとかいう評価はまだいただけていないところでございます。

飯島委員 いろいろ手間もかかることだと思いますが、サニタリーボックスの設置費用は、おおよそどのくらいでしょうか。

水口道路管理課長 おおむね1つ当たり1,000円程度のものを設置してございますので、道路でいくと、今までついていたところもございますので、新たにつけたところでは約2万円程度の費用になると思います。

飯島委員 地道な取り組みかもしれませんが、利用する方には、もちろん県内の在住者もいますし、旅行者もいますが、よい取り組みですので続けてほしいと思います。

（県営住宅について）

早川委員 1点だけ、地元の声が多くて、県営住宅についてお伺いしたいと思います。

今、県内に県営住宅が6,000から7,000戸あったと思いますが、空いている部屋が多いという声を聞きます。改めて、現在の県内の県営住宅の戸数と空き数と入居率を教えてください。

久保住宅対策室長 県営住宅につきましては、住宅に困窮する低額所得者に対し、住まいを提供するものでございます。現在、90団地、323棟ございます。

この中で、老朽化等に伴う用途廃止予定の団地や建て替え、水回り改善などの工事に使う移転先等の政策による空き家を除いた有効管理戸数は7,084戸ございます。

4月末現在の入居率は約78%で、空き戸数は1,577戸でございます。

早川委員 もちろん生活困窮者に住まいを提供するということですが、7,000戸のうち1,500戸で、逆に言えば22%も空いているということですよ。

そういった中で、以前も提案しましたが、生活困窮者だけではなく、例えばコロナで東京から移住してきた者など県外からの移住者も入居できるように改善をしていくべきだと思いますが、その辺の進捗はいかがですか。

久保住宅対策室長 委員からいろいろな御提案をいただいて、対策をいろいろと考えてきたところでございます。県営住宅の入居を促進するために、令和2年4月の入居者から、県内に住所または勤務場所を有することとしておりました入居要件を廃止し、県外に住んでいる方も積極的に受け入れることとしております。

あわせて、入居に際し、同居する親族がいることを原則としているところですが、本県で就労を希望する県外在住者につきましては、単身でも入居できるように、同じ令和2年4月から取り組みを進めたところでございます。

こうした入居要件の緩和により、県内への移住・定住の促進につながることを期待されますので、県外からの移住の相談等を県営住宅の窓口で受けた場合には、こういった取り組みをやっているという説明をするとともに、東京の有楽町にある、やまなし暮らし支援センターにパンフレットを置くなど、広く周知をして入居促進に努めております。ちなみに、パンフレットは、このようなカラー刷りのものを窓口において周知して

いるところでございます。

早川委員 結論から言うと、県外でも大丈夫ということですよ。

久保住宅対策室長 はい。

早川委員 県営住宅だけど県外の人を入れる。保証人もいいということですよ。もっと強調して、ぜひその辺をやっていただきたいと思います。

もう一点、違う視点で、労働者不足で外国人労働者、例えば技能実習生とか外国人も入らせてくれという問合せが最近非常に多くて、そういった人に対しても1,500戸も空いているのであれば対応していくべきだと思いますが、その辺はいかがですか。

久保住宅対策室長 コロナの関係で規制緩和もございまして、今後、外国の方も日本に多く入ってくるのが想定されます。

外国人労働者を含めた外国人の方につきましては、永住許可者、それから中長期在留することができる資格をお持ちであれば、所得要件を満たした上で、県営住宅に入居することは可能となっております。

早川委員 外国人の保証人はどうなっていますか。

久保住宅対策室長 外国人の方につきましても、先ほど申しましたような永住権や中長期在留資格等があれば、日本人の入居者の方と同じように保証人等をつけていただきます。

身寄りがいない方もございますので、民間の保証会社と契約をすることで保証人に代えることにも取り組んでございます。

早川委員 だんだん改善されていると思います。もう一点、他県や他の市町村でもそういう取り組みをやっていると思いますが、災害に遭ったときに空いているところを避難所、待機所ということで、例えば本県では、富士山噴火や地震があったときに、空いている県営住宅を活用していくべきだと思いますが、いかがでしょうか。

久保住宅対策室長 公営住宅につきましては、公営住宅法に基づき整備をしているところです。

その目的は、先ほど申しましたが、住宅に困窮する低額所得者に賃貸するものとされていますが、本来の入居者の入居を阻害しない範囲で、法が定める目的以外での使用も認めることが制度化されています。

例えば、委員から御指摘いただきました災害時での活用のほか、グループホームなどの社会福祉事業や、ウクライナ避難民への提供につきましても、国の承認を得ることが必要ですが、そういった中で公営住宅を使用することができるようになってきました。

今後も、地域のニーズを踏まえた上で目的外使用、そういった制度を活用しながら、施設の有効活用に努めてまいりたいと考えてございます。

その他

- ・本委員会が審査した事件に関する委員長報告書の作成及び委員長報告については委員長に委任された。
- ・閉会中もなお継続して調査を要する事件については配付資料のとおり決定された。

以 上

土木森林環境委員長 大久保 俊雄